

TOWN NEWS

町の話題・情報をお届けします ☎82-1111 ☎82-1300 ✉k-jouhou@town.itakura.gunma.jp

渡良瀬遊水地

ヨシ焼きを実施します



また、ヨシ焼き前日の午後5時から当日は、ゴルフ場を除く渡良瀬遊水地全域（上空も含む）が関係者以外立ち入り禁止となりますので、併せてご了承ください。

日時 3月15日(土) 午前8時30分

渡良瀬遊水地は治水、利水、環境保全を担っている施設です。渡良瀬遊水地の大部分を占めているヨシ原のヨシ

範囲 渡良瀬遊水地全域
主催 渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会

焼きは、ヨシに寄生する害虫の駆除並びに野火による周辺家屋への類焼防止、また貴重な湿地環境の保全等を目的として実施されており、本年度も下記の日程で行われます。

※雨天・強風などや下草が湿っている場合は、予備日に順延になります。

風向きや上昇気流により、灰や煙が広範囲にわたり飛散し、洗濯物への付着、庭や屋根への降灰などの可能性がありますので、洗濯物や窓の開閉には十分ご注意ください。

第1予備日 3月21日(祝)
第2予備日 3月22日(土)
※ヨシ焼きの実施状況（中止の情報も含む）の情報は、3月1日(土)より（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団のホームページ及び自動音声案内で確認できます。

大変ご迷惑をおかけしますが、遊水地の必要性、ヨシ焼きの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

○ホームページアドレス
<http://watarase.or.jp>
○自動音声案内
☎0282-6210915
問合せ 企画調整係
☎内線142

電子証明書

電子申告を利用するには



インターネットで確定申告ができる電子申告（e-TAX）を利用するためには、住民基本台帳カード（住基カード）に電子証明書が必要となります。電子証明書は役場窓口で取得でき、ICカードである住基カード内に記録されます。電子証明書の有効期限は3年間となっております。住基カードの券面に記載のある有効期限とは異なりますので、ご注意ください。

電子証明書の申請に必要なもの
住基カード、運転免許証などの公的証明書

手数料 500円

その他 有効期限内であっても、転居、婚姻などで氏名、生年月日、性別、住所のいずれかが変更となった場合は、電子証明書は失効します。電子証明書は有効期限満了日の3か月前から更新手続きをすることが出来ます。新たに住基カードを取得する場合住基カードの作成に約10日かかりますので余裕をもって申請してください。

手数料 500円

その他 有効期限内であっても、顔写真付の公的証明書がない場合（保険証などの場合）は照会書を送付します。後日照会書を持参していたたき本申請となります。

申込先・問合せ
戸籍年金係
☎内線232

公的個人認証ポータルサイト
<http://www.jpki.go.jp/>

震災見舞金

地震支援見舞金の申請受付を終了します

町では、これまで東日本大震災で住宅などに被害を受けた世帯のかたに対し、申請により支援見舞金を支給してきましたが、今年の3月31日をもって申請の受付を終了しました。申請がお済みでないかたは、期限内に申請をしてください。

対象者 東日本大震災により町内の住宅などの屋根または

町では、これまで東日本大震災で住宅などに被害を受けた世帯のかたに対し、申請により支援見舞金を支給してきましたが、今年の3月31日をもって申請の受付を終了しました。申請がお済みでないかたは、期限内に申請をしてください。

対象者 東日本大震災により町内の住宅などの屋根または

特定疾患見舞金

特定疾患患者等見舞金を支給します

対象者

①承認期間が平成25年10月1日以降の特定疾患医療受給者証を持つ町内在住のかた

②有効期間が平成25年7月1日以降の小児慢性特定疾患医療受給者証を持つ児童の保護者で、町内在住のかた

支給額 月当たり3,000円
申請期限 2月21日(金)
申請に必要なもの

①特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証
②対象者本人名義（小児の場合はその保護者）の通帳
③認印
※詳しくは、お問い合わせください。
申請先・問合せ
福祉係
☎内線311

児童扶養手当 特別児童扶養手当

県では、児童扶養手当・特別児童扶養手当を支給しています。支給の要件を満たしている、まだ支給していないかたは、申請してください。

▼児童扶養手当

対象 次の要件を満たす児童を監護する母子家庭などの母子家庭などの父または養育者要件 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次のいずれかに該当する児童
○父母が離婚
○父または母が死亡
○父または母が重度の障害者
○父または母が一年以上遺棄
○父または母が一年以上DV被害を受けた
○父または母が一年以上拘禁
○未婚の母の子
○孤児など父母が不明
手当額(月額)
9,710円～41,140円

▼特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を監護する父または養育者
手当額(月額)
○1級 50,050円
○2級 33,330円
申請先・問合せ
福祉係
☎内線311

リサイクルセンター整備に係る 生活環境影響調査結果説明会開催

館林衛生施設組合では資源化センター東側にリサイクルセンターを整備する予定です。リサイクルセンター整備に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査した結果の説明会を開催します。

日時 2月17日(月) 午後7時

場所 資源化センター会議室

問合せ 館林衛生施設組合 ☎72-1624



特定疾患などの患者またはその保護者の福祉増進を目的に、見舞金を支給します。

町営住宅

入居者を募集します

募集住宅
海老瀬団地(大字海老瀬地内)
昭和55年建築3DK1戸
募集期間
2月3日(月)～21日(金)
入居可能時期
3月下旬以降
入居資格
○町内に在住または在勤で同居する親族があること。
○単身入居の特例制度があり

福祉タクシー

助成券を交付します

対象者 次の①～⑤のいずれかに該当する在宅のかた
①身体障害者手帳1、2級の交付を受けているかた
②療育手帳の交付を受けているかた
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
④70歳以上の高齢者のみの世帯(隣接した敷地を含む同一敷地内に家族が住んでいる場合、二世帯住宅の場合は対象外)
⑤母子・父子家庭世帯
※①～③に該当しても自動車税の減免を受けている場合は対象外。④、⑤に該当しても四輪自動車を所有する世帯は対象外になります。
申請先 担当区域の民生委員に申請してください。
申請期限 2月17日(月)
問合せ 福祉係
☎内線312

小規模等契約

個人でも登録ができます

町が発注する小規模な工事等、業務委託及び物品売買契約において、指名競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていないかたでも小規模工事等、業務委託及び物品売買契約希望者登録をする事により、契約金額が100万円未満の小規模な工事等、30万円未満の業務委託及び50万円未満の物品購入の契約をすることができるようになります。
登録できるかた
○町内に事業所を有するかた
○個人、法人を問いません。
○建設業の許可の有無、経営規模などを問いません。
提出書類
【法人】
①板倉町小規模工事等、業務委託及び物品売買契約希望者登録申請書(様式第1号)
②登記事項証明書1通(3か月以内に発行のもの)
③町税の未納税額のないことの証明書1通(3か月以内に発行のもの)
【個人】
①板倉町小規模工事等、業務委託及び物品売買契約希望者登録申請書(様式第1号)
②身分証明書1通(3か月以内に発行のもの)
③町税の未納税額のないことの証明書1通(3か月以内に発行のもの)
登録者取扱い
申請書等の必要書類を提出して書類審査に合格したかたは、板倉町小規模工事等、業務委託及び物品売買契約希望者登録名簿に登録し、町が発注する小規模な工事等、業務委託及び物品売買契約の際に業者選定の対象となります。
なお、これは業者選定や契約を約束するものではありません。
申込期間 3月3日(月)～20日(木)
有効期間 4月1日～平成28年3月31日(2年間)
申込先・問合せ 財政係
☎内線132・133

サケの稚魚放流と利根大堰等施設見学会

日時 3月9日(日) 午前10時30分～午後6時(予定)
集合場所 利根大堰(とねのせき)
内容 東京都民といっしょにサケの稚魚放流をしたり、利根大堰や秋ヶ瀬取水堰を見学(秋ヶ瀬取水堰までの往復は、貸切バスを利用)
※正午までに終了するサケの稚魚放流のみの参加も可能。
対象 県内在住者(20歳未満は親権者の同意、15歳未満は保護者同伴が必要)
定員 40名(定員になり次第締め切り)
費用 無料
持ち物 昼食、飲み物、サケの稚魚を運ぶ容器
申込方法 2月14日(金)までに左記までハガキまたはFAXに参加者全員の住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入してお申し込みください。※ハガキの場合、同日消印有効。申込み可能人数は1組4名程度まで。
申込先・問合せ
群馬県庁土地・水対策室
〒371-8570
前橋市大手町1-1-1
☎027-226-1236
☎027-223-1002

育児支援

入学・進学の支度金を支給します

町では、母子・父子家庭の児童の保護者などに、入学・進学の際に支度金を支給しています。次の要件に該当するかたは申請してください。
対象
離婚・死別などで母子家庭・父子家庭などとなった児童の保護者など
児童の保護者などが平成25年度所得税非課税であること
支給額
○小学校入学 10,000円
○中学校進学 15,000円
○高校進学(進学をしない場合は中学校卒業時) 20,000円
申請方法
福祉係にある申請書に必要事項を記入して提出してください。
申請期間 2月3日(月)～28日(金)
問合せ 福祉係
☎内線312

火災予防運動

春季全国火災予防運動が実施されます

『消すまでは心の警報 ONのまじ』
3月1日(土)～7日(金)に、春季全国火災予防運動が実施されます。運動期間中は、板倉消防署のサイレン吹鳴(期間中の毎朝午前7時)や、消防車両による防火パレード(3月2日)が行われます。火災を防ぐために、皆さん



腎臓機能障害者等通院交通費の補助

町では、腎臓または小腸の機能に障害のあるかたが、人工透析または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるために医療機関へ通院した場合、その医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。
対象者
次の項目全てに該当しているかた
○板倉町に居住し、住民登録されているかた
○腎臓機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けたかた
○医療機関に通院し、腎臓機能障害者は人工透析療法、小腸機能障害者は中心静脈栄養法または経腸栄養法による医療の給付を受けているかた(入院の期間は対象外です)
○ほかの法令により通院交通費の給付を受けていないかた
○当該年度分市町民税非課税のかた
受付期限 2月17日(月)
申請先・問合せ 福祉係
☎内線311